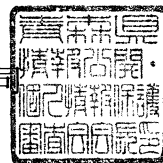




答 申 第 2 1 号
平成25年12月26日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司



青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成25年4月18日付け青公委第47号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

公安委員会による苦情申し立て「不受理」事件に関する文書についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、次に掲げる部分を開示することが妥当である。

- 1 第 2 の 2 の (1) のイに掲げる文書の 9 枚目の 35 行目の 32 文字目及び 33 文字目
- 2 第 2 の 2 の (1) のウに掲げる文書の 3 枚目の 49 行目の 32 文字目及び 33 文字目、11 枚目の 35 行目の 32 文字目及び 33 文字目並びに 16 枚目の 49 行目の 32 文字目及び 33 文字目
- 3 第 2 の 2 の (1) のエに掲げる文書の 3 枚目の 35 行目の 2 文字目及び 3 文字目並びに 15 枚目の 35 行目の 32 文字目及び 33 文字目

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成 24 年 12 月 6 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「[被告を青森県とする青森県公安委員会による苦情申し立て「不受理」事件] 事件番号 平成〇年 (〇) 第〇号に関する事項 ただし、公安委員会定例会議資料については、当該事件該当頁」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

- (1) 実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定したが、本件開示請求に係る行政文書が大量であること等から、本件開示請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 11 条第 6 項の規定により、開示決定等の通知期間の延長を決定し、平成 24 年 12 月 19 日、審査請求人に通知した。

ア 公安委員会定例会議資料の該当頁

イ 訴状受理報告に係る起案文書（件名：訴状の送達について）

- ウ 争訟事件発生票の送付に係る起案文書（件名：争訟事件発生票の送付について）
- エ 知事部局合議に係る起案文書（件名：損害賠償請求事件に対する応訴方針について）
- オ 訴訟代理人委任契約に係る起案文書（件名：損害賠償請求事件に係る訴訟代理人委任契約）
- カ 訴訟代理人弁護士への着手金支出に係る文書
- キ 指定代理人の指定並びに青森県職員の併任申請に係る起案文書
- ク 答弁書の提出に係る起案文書

(2) 実施機関は、(1)のキに掲げる文書について、一部開示決定を行い、平成25年1月16日、審査請求人に通知した。

(3) さらに、実施機関は、(1)のアからカまで及びクに掲げる文書について、条例第7条第3号、第4号及び第7号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年2月19日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年3月18日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件処分について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

次に掲げる開示しない部分について開示することを求めるというものである。

- (1) 第2の2の(1)のアに掲げる文書の「原告の氏名及び住所」
- (2) 第2の2の(1)のイに掲げる文書の「原告の氏名、印影、郵便番号、住所、居所、電話番号及び職業」と「原告の家族、住居等の具体的状況」
- (3) 第2の2の(1)のウに掲げる文書の「原告の氏名、印影、郵便番号、住所、居所、電話番号及び職業」と「原告の家族、住居等の具体的状況」
- (4) 第2の2の(1)のエに掲げる文書の「原告の氏名、印影、郵便番号、住所、居所、電話番号及び職業」と「原告の家族、住居等の具体的状況」

- (5) 第2の2の(1)のエに掲げる文書の「訴訟に対する被告側の事実関係、争点、答弁等の方針に関する部分」

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 1の(1)から(4)までに掲げる部分は、青森県情報公開条例第7条第3号但し書きイに該当するものであるため、開示せよ。

ア 民事訴訟事件の記録は誰でも閲覧ができるものである（民事訴訟法91条1項）。訴訟記録（訴状、答弁書、準備書面、尋問調書、和解調書、判決書）は誰でも閲覧できるものである。

イ 公共の場に公表されるものである。裁判がある場合は、裁判所自らが、裁判所の受付に、当日の裁判の法廷表を置き、張り出し、法廷の前の廊下の壁に、当業者名、事件名が書かれた開廷表が張り出す。公開、開示されている情報である。

ウ 裁判傍聴は誰でも手続き不要で傍聴できる。裁判の証拠調べでは証言台に証人や当事者本人が登場する。公開、開示されている情報である。

エ 裁判所判例や法律雑誌掲載の判決文等でも公表開示される。

オ 当事者及び利害関係人は、訴訟記録の写しを請求することができる（民事訴訟法91条3項）。当事者だけでなく利害関係人にも公表開示される。

- (2) 1の(5)に掲げる部分は、応訴に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、青森県情報公開条例第7条第7号に該当しないものであるため、開示せよ。

ア この文章の題名は「損害賠償請求事件に対する応訴方針」であり、1訴訟内容(1)訴状関係ア提訴イ訴状送達ウ第一回呼出期日エ答弁書提出期限を目的に作成されたものである。

イ 答弁書提出期限平成24年10月30日及び第一回呼び出し期日平成24年11月6日を目的としたものであり、その期日はとくに過ぎており何らこの文書が目的としている事務の遂行は終了しており、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、すでに役割を終えた文書であるため。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求の対象となった行政文書について

本件開示請求を受けて特定した行政文書のうち本件審査請求の対象となった行政文書については、次のとおりである。

(1) 公安委員会定例会議資料の該当頁

この文書は、定期的で開催される公安委員会定例会議に提出する資料であり、本件対象訴訟の訴状が送達された旨の報告内容が記録されたものである。

(2) 訴状受理報告に係る起案文書（件名：訴状の送達について）

この文書は、訴状等が送達されたことを本部長に速報するため、件名を「訴状の送達について」と題し当該訴状等を添付した文書である。

(3) 争訟事件発生票の送付に係る起案文書（件名：争訟事件発生票の送付について）

この文書は、警察庁及び東北管区警察局に対し、訴訟事件が発生したことを報告するための文書であり、本件対象訴訟の訴状が送達されたことについて記録されたものである。

(4) 知事部局合議に係る起案文書（件名：損害賠償請求事件に対する応訴方針について）

この文書は、「青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和39年8月青森県規則第73号）第17条の規定に基づき、青森県総務部長等に対し、本件対象訴訟に対する応訴方針について合議するための文書である。

2 本件対象文書に記録された情報のうち本件審査請求の対象となった情報を一部不開示とした具体的理由

(1) 条例第7条第3号（個人情報）に該当するため不開示とした本件対象情報について

ア これらの情報は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であることは明らかであり、また、条例第3条（解釈及び運用）において「みだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している「個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報」に該当する情報も含まれていると解される。

イ 民事訴訟法第91条第1項の規定が存在するとの一事をもって条例第7条第3号ただし書イ「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるといえることはできないと判断した。

ウ これまで実施機関が出頭した民事裁判において、「口頭弁論期日」の際は実施法廷の掲示板に開廷表が掲示されていたが、「弁論準備期日」等の際には掲示されていなかったことから、民事裁判のすべての期日において開廷表が掲示されるものであるとは考えられない。このことを考慮すれば、裁判所におけるこのような取

扱いは、「民事訴訟記録の閲覧制度による公開」の範囲を超える程度の公開性があるとは解することはできず、一部の開廷表等を一時的に掲示することをもって条例第7条第3号ただし書イに該当するとの判断はするべきでない。

エ 民事訴訟法第91条第2項において「公開を禁止した口頭弁論・・・」と規定されているとおり、すべての口頭弁論を傍聴できるというわけではなく、また、弁論準備期日の場合は、民事訴訟法第169条の規定により裁判所が相当と認める者の傍聴が許されるのであって、すべての期日において公開により実施されているものではない。

オ すべての裁判結果が裁判所判例集や法律雑誌に掲載されるものではなく、掲載されていないものも多数あるものと考えられるところ、本件対象訴訟の結果が裁判所判例集に掲載されるか否かについては未だ不明としか言いようがない。

カ そもそも民事訴訟法第91条第3項の趣旨は、訴訟記録には私人の様々なプライバシー等に関わる情報も記載されていることから、無関係の第三者により興味本位に訴訟記録の謄写がされ写しが流布されるようなことがないようにとの意図も含まれているものと解される。

キ 条例第7条第3号ただし書イの該当性については、民事訴訟記録の閲覧制度においては通常無関係の第三者に対して記録の謄写が許されていないことなどを鑑みると、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらないと解するのが相当であると判断した。

(2) 条例第7条第7号に該当するため不開示とした情報について

ア これらの情報は、条例第7条第7号に該当する情報であり、口に掲げる「争訟に係る事務」に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報であると判断した。

イ 「知事部局合議に係る起案文書（件名：損害賠償請求事件に対する応訴方針について）」は、訴状の送達を受けた警察本部としての検討結果として、想定される争点等に関する情報が具体的に記録されている。これらの情報は一体として、この種の訴訟に対する「対抗手段」や「戦略」というべき、いわば「手の内」の情報であって、当該訴訟係属中に公にすると、被告の手の内が判明し、対等に争うことができなくなってしまう。

ウ この文書は答弁書提出のためだけに作成したものではない。

答弁書とは、被告が一番最初に提出する準備書面のことを指すものであるところ、答弁書には被告がその段階において考えているすべてのことを書かなければならないというものではなく、その後の準備書面において段階的に書くという、いわば「戦術」もある。

この文書には、そういった戦術的なことも含め、事実調査結果や争点となる事項を検討した結果、被告として全般的にはどのような方針で臨み、最初の準備書

面である答弁書の段階ではどのようにするという、被告としての根本的な考え方と将来をも考えた手の内に関する情報が具体的に記載されているものである。

エ 本件対象文書には、実施機関が一方当事者として訴訟に対処するための内部的な「手の内」情報が具体的に記録されていることから、公にすることにより、訴訟当事者の地位は著しく不利となり、争訟の公正、円滑な解決が妨げられるおそれがあると判断した。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

(1) 条例の基本的な考え方

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

(2) 判断の対象範囲

審査請求人は、審査請求書において、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち第3の1の(1)から(5)までに掲げる部分について開示することを求めている。したがって、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち、第3の1の(1)から(5)までに掲げる部分以外の部分については、本件審査請求の対象としていないものと認められるので、当該部分については、当審査会の判断の対象としていないものである。

2 本件審査請求の対象となった行政文書並びに不開示とした部分及びその理由について

(1) 本件処分に係る行政文書のうち、本件審査請求の対象となった行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、次に掲げる文書である。

ア 第2の2の(1)のアに掲げる文書（以下「本件行政文書1」という。）

イ 第2の2の(1)のイに掲げる文書（以下「本件行政文書2」という。）

ウ 第2の2の(1)のウに掲げる文書（以下「本件行政文書3」という。）

エ 第2の2の(1)のエに掲げる文書（以下「本件行政文書4」という。）

(2) 本件行政文書のうち、本件処分において実施機関が不開示情報に該当するとして不開示とした部分及びその理由は、次のとおりである。

ア 条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分及びその理由

(7) 不開示とした部分

次に掲げる部分（以下「本件情報1」という。）

a 本件行政文書1の「原告の氏名及び住所」

b 本件行政文書2の「原告の氏名、印影、郵便番号、住所、居所、電話番号及び職業」及び「原告の家族、住居等の具体的状況」

c 本件行政文書3の「原告の氏名、印影、郵便番号、住所、居所、電話番号及び職業」及び「原告の家族、住居等の具体的状況」

d 本件行政文書4の「原告の氏名、印影、郵便番号、住所、居所、電話番号及び職業」及び「原告の家族、住居等の具体的状況」

(1) 不開示とした理由

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであるため。

イ 条例第7条第7号に該当するとして不開示とした部分及びその理由

(7) 不開示とした部分

本件行政文書4の「訴訟に対する被告側の事実関係、争点、答弁等の方針に関する部分」（以下「本件情報2」という。）

(1) 不開示とした理由

応訴に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報1を不開示としているので、以下、本件情報1の条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 条例第7条第3号本文の趣旨

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年

月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

イ 条例第7条第3号本文該当性

(7) 実施機関は、本件情報1のうち次に掲げる部分について、「原告の住居等の具体的な状況」であり「個人に関する情報」に該当するとして不開示とした。

a 本件行政文書2の9枚目の35行目の32文字目及び33文字目

b 本件行政文書3の3枚目の49行目の32文字目及び33文字目、11枚目の35行目の32文字目及び33文字目並びに16枚目の49行目の32文字目及び33文字目

c 本件行政文書4の3枚目の35行目の2文字目及び3文字目並びに15枚目の35行目の32文字目及び33文字目

(i) しかし、当審査会が本件行政文書を見分したところ、当該不開示とした部分は「原告の住居等の状況」を直接的にも間接的にも示す記載ではなく、これを開示したとしても、これにより原告の住居等の状況を推測されることにはつながらないと認められた。よって、当該不開示とした部分は、「原告の住居等の具体的な状況」とは言えず、「個人に関する情報」に該当しないものと認められ、条例第7条第3号本文に該当するものとは認められない。

(ii) 一方、本件情報1のうち、(7)のaからcまでに掲げる部分以外の部分については、「個人に関する情報」であり、かつ、「特定の個人を識別することができるもの」に該当するものと認められた。よって、当該部分は、条例第7条第3号本文に該当するものと認められる。

(iii) 以上から、本件情報1のうち、(7)のaからcまでに掲げる部分は条例第7条第3号本文に該当せず、当該部分以外の部分は同号本文に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第3号ただし書イ該当性について

審査請求人は、本件情報1について、条例第7条第3号ただし書イに該当する旨を主張しているので、以下、本件情報1の条例第7条第3号ただし書イ該当性について検討する。

ア 条例第7条第3号ただし書イの趣旨

(7) 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優先するため開示すべきものについては、例外的に

開示することとし、同号ただし書イからハまでにおいて当該情報を規定している。

- (イ) このうち、同号ただし書イは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定している。
- (ウ) この中で、「法令若しくは他の条例の規定により」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られるものであり、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しないものである。

また、「慣行として」とは、公にすることが慣行として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りるものである。他方、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらないものである。

さらに、「公にされている情報」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はないものである。また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得るものである。したがって、利害関係人に限定して閲覧等が認められている情報及び過去の一定の期間に限って公表された情報は、これに含まれないものである。

イ 条例第7条第3号ただし書イ該当性

- (ア) 審査請求人は、本件情報1について、「民事訴訟事件の記録は誰でも閲覧できる（民事訴訟法91条1項）」などを理由として、条例第7条第3号ただし書イに該当する旨を主張している。
- (イ) 本件行政文書2及び本件行政文書3には、県を被告とする損害賠償請求事件（以下「本件訴訟」という。）に係る訴状が含まれている。また、当該訴状には、本件情報1のほぼ全てが記録されている。

さらに、本件行政文書1は、当該訴状の内容が記録されている文書であり、本件行政文書3及び本件行政文書4には、当該訴状の内容が記録されている文書が含まれている。これらの文書には、それぞれ本件情報1が記録されている。
- (ウ) 訴状は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に規定する訴訟記録であり、同法第91条第1項に規定する訴訟記録の閲覧及び同条第3項に規定する訴訟記録の謄写等の対象である。
- (エ) しかし、民事訴訟法において、何人も訴訟記録の閲覧を請求することができる（同法第91条第1項）とはされるものの、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧の請求は当事者等に限られ（同条第2項）、訴訟記録の謄写等の請求も当事者等に限られる（同条第3項）。さらに一定の場合には訴訟記録の秘密

- 記載部分の閲覧等は当事者に限られる（同法第92条）など、訴訟記録の閲覧等を請求することができる者を制限する場合があることが定められている。このように、民事訴訟法の訴訟記録の閲覧等の制度においても、一定の場合には閲覧等の制限が認められているものであり、訴訟記録が情報公開制度において、直ちに一般的に公にされることが許されていると解することはできない。よって、本件情報1は、「法令の規定により公にされている情報」には該当しない。
- (f) また、審査請求人は、本件情報1について、裁判がある場合には裁判所に開廷表が張り出されること、裁判傍聴は誰でもできること、法律雑誌等掲載の判決文等で公表されることなどを理由として、条例第7条第3号ただし書イに該当する旨を主張している。
- (g) しかし、裁判所に開廷表が掲示されるのは、来庁者に便宜を図る目的によるものであり、その掲示は、口頭弁論が開かれる当日に裁判所の受付付近や口頭弁論が開かれる法廷付近等に限られているものである。また、弁論準備期日における傍聴は、裁判所が傍聴を許した者に限りできるものであり、すべての期日において裁判の傍聴ができるものではない。さらに、法律雑誌等に掲載される判決等は、膨大な数の判決等の中から、掲載する意義があると認められるものが選択されて掲載されているものであり、しかも、掲載されることにより個人の権利利益が侵害されることのないように相当と認められる措置が執られた上で掲載されているものである。よって、本件情報1は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。
- (h) 以上から、本件情報1（(1)のイの(ア)のaからcまでに掲げる部分を除く。）は、条例第7条第3号ただし書イに該当するとは認められない。

4 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、条例第7条第7号に該当するとして、本件情報2を不開示としているので、以下、本件情報2の条例第7条第7号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第7号の趣旨

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」については、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する

おそれ」等と規定している。

イ このうち、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」の趣旨は、県等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要があるものである。また、これらの契約等に関する情報の中には、例えば、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

(2) 条例第7条第7号該当性

ア 審査請求人は、本件情報2について、応訴に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを理由として、条例第7条第7号に該当しない旨を主張している。

イ 本件行政文書4は、本件訴訟に対する応訴方針について知事部局に合議するための起案文書である。当審査会が本件行政文書4を見分したところ、本件行政文書4に記録されている本件情報2は、本件訴訟に係る訴状の送達を受けた実施機関において検討した、本件訴訟の争点、争点に関する答弁方針、応訴方針等に関する具体的な内容の部分であることが認められた。

よって、本件情報2は、本件訴訟の事実関係、争点、答弁等に対する被告の方針に関する部分であり、争訟に係る事務に関する情報に該当するものと認められる。

ウ また、本件処分の時点において、本件訴訟は係属中であることが認められた。

よって、本件処分の時点において本件情報2を開示すると、現に係属中の本件訴訟において、本件訴訟の被告である県の応訴方針等が、相対する訴訟当事者にも明らかにされることになる。その結果、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

エ 以上から、本件情報2は、実施機関が行う争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり、条例第7条第7号に該当すると認められる。

5 その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおり、本件情報1には条例第7条第3号に該当しない情報が含まれており、また、本件情報2は同条第7号に該当するので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成25年4月18日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
平成25年6月10日	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理した。
平成25年7月4日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成25年7月19日 (第33回審査会)	・ 審査を行った。
平成25年8月12日	・ 諮問実施機関からの意見書を受理した。
平成25年8月23日 (第34回審査会)	・ 審査を行った。
平成25年9月20日 (第35回審査会)	・ 審査を行った。
平成25年10月18日 (第36回審査会)	・ 審査を行った。
平成25年11月1日	・ 諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
平成25年11月15日 (第37回審査会)	・ 審査を行った。
平成25年12月20日 (第38回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成25年12月26日現在)